〔史料紹介〕

毛夷東環記（二）

浪川健治

尺別、四里八丁、詰合松井栄蔵、夷家四軒、入口尺別川、中川流也、会所より直に山に登、下りてモンヘツ川、大河也、夫より二里七・八丁にてハシクロ沼、昼所也、此沼、時化の折、海に混す、馬往来成かたし、夫より二里程にて白ヌカ、此辺の漁(北浜)、魚物、給用のミ、昆布多し、今日、寅卯をさし下る、

白糠、七里、夷家七・八十軒、入口、川あり、中川也、夷人、此川に添(ママ)、奥の方ニ住と云、舟渡、入口、八王子同心の詰たる空番屋あり、原半左衛門住居せし跡を泊所と仕居る也、此辺の途中、夷家を見る事稀也、シラヌカより一里余にてシヨロ、川、此辺よりヤカン嶽ミゆる、此辺平地にて多柳ノ猫黄、今漸開かんとす、今日は四月晦日なるに、草生・柳等の体、如斯悪地也、夫よりヲタノシケ川、中川也、橋有、是までシラヌカより四里位、夫よりヘトマイ川、中川、橋有、夫よりクスリ川、此辺の大川也、此川ヤカン嶽の硫黄気あり、故鮭の類上る事甚少しと云、今日、東をさし下る、半途より巳を差下る、今日の途中、浜辺に人々黒瑪瑙と唱る黒石多し、全松脂の凝古(ママ)たる体也、琥珀色なるもあり、

是石炭也、火に入るゝに能燃て、薪に代るへし、但火に入て嗅気甚し、按するに是椴の脂、土中に入凝て石となりし物ならん、松脂、琥珀と変するの類か、

川を越、西を向、五・六丁行、クスリ会所あり、

クスリ、四里八丁、詰合小普請柵木猪之助、夷家、川に添、四十軒余と云、造酒所有、南部大畑の次右衛門(元左)受負なりと云、鱈・かすへ漁多し、熊猟多し、今日、新道多し、潮干の折は海岸廻よく、且里数も近し、海岸、岩(元岩崎景也)、奇景也、クスリより二里十丁計にてカチヨロゴイ、昼所なり、夫よりヲロツナイヘツシヤム、四・五軒、夫よりマタイトケシ、四軒、是まて昼所より一里半位、夫より二十丁余にてチヨロヘツ、中川也、夫よりコンフムイ、今日、東をさし下る、岩石景色多し、クスリより昆布多し、

クスリ川目、水上にヲアカン・メアカンと云二嶽あり、此辺の高山ニてクナ尻嶌より未申に当てミゆる、大山は此二嶽なりと云り、山上に大沼あり、其沼より白き岩を産す、薄くすりて、是を打に磬(ママ)に代るへし、又鰐口と云物にセシを見たり、奇石なり、

一、此処より西エソ地シヤリ江山越す、未た道を開かすといへとも、舟ニて川上へ登る事、三日路、山中五日程にしてシヤリ江出るとな

り、然共草木厚く道に苦む故、往来三十日程懸ると也、此川に添ひ住居する蝦夷千五百人程ありと云、

コンフムイ、五里二十四丁、夷家なし、同所より新道一里余ニて浜へ下る、地名トマチセ、夫よりコントマリ、夫よりウシヨングシヤトイカ（弘・北「ウショングシアトイカ」）、夫よりソンデキ、昼所也、コンフムイより三里余、是より新道難儀なり、カクセシ崎（弘・北「カクセン」）、大に出崎也、夫よりセンホウシ、寅卯をさし下る、途中木茂り如麻、近辺の普請木材、クナシリ嶋・エトロフ嶋の作事も多分此山の材木なりと云（弘「多く」）、

此地、木化石を産す、大岩をかき磨て玉或ハ根付といふ物にす、黒き石中に白き木目の如き筋あり、愛すへし、

センホウシ、海路三里、夷家三軒、弁天堂あり、同所よりアツケシ江の渡り三里、此海入輪江に成たる口（江）を渡る也、陸通磯辺、夷村、左ニゼンホウシよりユウエラに夷家十四・五、シエシヤムヲマイ（弘「シエンヤムヲマイ」）、同十軒計、セイカリシラニ（弘・北「チフランケウシ」）、商売小屋あり、ヘツフツ、七・八軒、チウランケウシ、同五軒、夫よりトマタル、七・八軒、是よりアツケシ領、モリシユ、二軒、アツケシシユフ、十四・五軒、シヽユレヘ、十三・四軒、シン子ウニユル、七・八軒、リルイ、同二十軒計、タンタクコトイ、番屋有、ノテツ、十七・八軒、ホレト（弘・北「ニ」）、八軒、ヲヤコツ（弘「ヲヤエプ」）、七軒、ヘトウイ（弘「ヘトウイの記述を欠く」）、七軒、ウニコイナ、十軒計り、ヘイトル、六軒、

ゼンホウジ、夷語ゼツプポヂ（弘「セ」）也、ゼツプは魚也、ポヂは湧也、此地魚物多く、海中より湧出て豊饒の地なれハ斯名付しもの也、然るを善法寺と云、夷語の本意を失へり、

ヌシヤウシコタン、今アツケシと唱ふるハ此地也、大会所有、同所先々は又風土別領の様なり、魚物都て大漁なり、鯡多し、かき甚多し、土地の夷人、常の食とす、潤甚よし（弘「より」）、食物最富ミ、夷人多し、此辺の惣乙名、今イコトイと云、其者を見るに実に珍敷豪雄の人物、身体の様子、頃日の相撲柏戸（弘・北「ニにて」）にて首の太サ、乳の大なる事、彼に勝れり、紫髯緑眼、毛髪甚繁く如熊故、得言れぬ大荘也、予、申の年（寛政一二年）より当寅（文化三年）までの内、一年除きたるのミにて夷地に有し故ニ異風の夷人を多く見たりしか、此イコトイに驚きし也、何方の夷人も彼か名を不呼してアツケシのシリニシハ、又ハイコトイカムイと云しハ至宗（弘・北「尊」）の意の如し、ニシハは檀那と云か如し、カムイとハ守と云事也、彼のイコトイは代々豪家也と云、妾の家拾八軒、自分宅五・六丁ツヽ隔テ三軒ありと也、外場所〳〵の夷人、御領となりしより御威光を仰き、段々華俗となりたる者不少、彼か所領の夷人、決て華俗の真似致サぬとなり、如何ニも同所に華俗の夷人なき事也、夷家と見へぬ大家、所々にミゆるハイコトイか家也、モシリ嶋、廻り弐里程、モヨモシリ嶋、同一里半計、是よりセンホウシよりアツケシへの渡りの輪口、前に有、センホウシよりアツケシへの陸地路、四里弐十丁余、

此イコトイと云者（弘・北「エコトイ」）、代々此辺の酋長として、殊に此もの英名夷地に輝き、四方の夷、甚敬仰す、此者先祖より富貴にして松前侯御領之節ハ、アツケシ・子モロハ至極の奥エソ地とし、商舟の通ひも稀なりし節なれハ、彼、倭の商舟と交易し、酒・煙草・麹等をチップに積て、クナ尻嶌、或ハエトロフへ渡海し交易をなし、又倭舟へ積送しと也、其頃は倭人未たクナシリ・エトロフの二嶋ある事を不知、故に彼壱人して思ふ侭利を得しまゝ、次第に富て夷狄の尊敬も増り、

松前・クナシリ・エトロフの三嶋に名振へり（弘・北「嶋名を」）、クナシリ・エトロフにも妾を置し故、彼か子、両嶋にも有、未た二十歳内外の者共ニて存生せり、又彼か母も高名の烈女也、三十年程已前（「二十年カ、寛政元年」）、子モロ・クナシリにて所のエソ蜂起して、松前の阿部屋某か支配人・番人三十人程打擲殺し（弘・北「打殺ス」）、尚勢に乗し、此アツケシ辺まて上りしを、彼女、松前侯に味方し蝦夷共を押へ、終に騒動を鎮めし功によつて松前へ上り、侯へ拝謁を遂ケ、多賜ありて帰り、弥母子威を振へり、今将軍家の威にも屈せす、如本書、卓爾として独立するハ、豈世を覆ふの大丈夫ならすや、彼か富ミ、金の杯十二盃重ねたるを所持す、其大なるものハ壱升弐合入にて夫より段々小也と云へり、此外金・銀の器、高金の品、挙て数へ難しと也、

アツケシ、六里半、詰合御同心鈴木角司、夷屋、右に記、当所の入海、冬分悉く堅氷となる、外海は不閉、アツケシより新道にてニシヘツまて始終の山中也、アツケシより海岸、夷村左ニ、（弘「ユチクシマクト」・北「コチクシコク」）コチクシコイ、十軒計、ビバ、三拾軒計、キイタツフヲツチン、鱒漁多し、夫より大出崎、ノツサフ（ママ）崎也、花崎、又ハ只根諸崎

此アツケシ・センホウシは魚類、大漁の地にして、東エソ地繁花第一の湊也、澗も又最上の場也、本書の如く牡蠣有て食とす故ニ飢饉を知らす、此地より奥エソの風俗・言語も違ふ、鯡は春秋両度漁す、奇とすへし、東海エトロフ・クナシリ・子モロ辺への通舟、皆此湊へ入、風順を待て出帆す（弘・北「出船ニ」）、故にます〳〵繁花なり、

とも云、此崎より下、悉く氷海となるなり、年によりクナシリまて（弘「までの」）間不閉もあり、乍然適五・七年の中一年也と云、右崎を廻し三里余ニて子モロニ至る、アツケシより沼の内二里余行、ヘカンヘウシ、夫よりチビハツケ

是子モロへの新道、山道也、此沼の名なし、只アツケシの沼と云、竪弐里計、横長くして三里計と見ゆ、アツケシより船に乗、此沼を過く、沢奥の川へ上り、ベカンヘウシへ上る、此沼の内、大小の嶋、数多ミゆ、此沼に牡蠣を産す、沼中、泥土・石なく皆牡蠣也、浅き所へ入てかきを拾ふに石を拾ふにひとし、其形、本邦の牡蠣の似す（弘「ニ」）沼貝の如く、色、灰にして、柏葉を重ねたる如く、長サ、四・五（弘「寸」・北「寸ニ」）丁計、是を喰ふに、味、尤美也、焼貝、勝れてよし、其嶋々を遠く望むに、岸、皆白くして白壁の如し、其半より上へに草生し、椴并に諸木繁茂し、此白くミゆるハ、皆、是かき売（殻）の漏出て嶋となり、上の方腐りて土となり、終に草木を生したる也、沼中并岸、皆かき売（殻）にて川原の石の如し、一大奇事也、和漢未た此説を不聞、土人取て食とす、夷語ビバセイと呼、土石の如く取て尽る事なき故、飢饉する事なし、沼中、厂（罨）・鴨・白鳥其外、諸鳥多くあり、

一、此子モロ領、東方にシコタンと云嶋あり、周囲三十里計也と云、魚類多し、黒狐を産す、黒狐の説、エトロフの条に記す、又此子モロ領に大なる崎あり、花岬とも、子モロ崎とも云、此岬より大小の嶋并厳ひし〳〵とシコタンまて続き、或ハ顕れ、或ハ沈ミ、其数を不知、是をエソか千嶋と云へり、又曰、エトロフよりヲロシヤまての間、嶋多くあり、是を云ともいへり、是故、クナシリ・エトロフへの通ひ舟、此所を大難所とす、風順よしといへとも、夜に入か、又雰深けれは船をイロリと云嶋へ入、又は碇を下して不進、夜明、

雲霧の晴をまつて舟を出す、惣てクスリより奥は雲霧深く覆ひて、日を見る事稀なり、故に甚難所として嫌ふ、

川、夫よりヲラインへ、小川なり、ヤンヘヲイ、小河也、昼所、是まてヘカンヘウシより弐里半余、夫より二里拾丁計ニてノコヘリヘツ、今日、丑寅をさし下る、沼の外雑木林の内、五月二日通りしに柳の猫黄、未解、辛夷・椛・桜、一同に今満開なり、当寅の年、登の節見しに、国泰寺新建立、甚結構の御普請也、振合、善光寺、是まてアツケシ持、爰は山中也、泊所悪し、是より少行、アン子ヘツ川、同様也、夫よりイトエチ、

ノコヘリヘツ、五里六丁、センヘツ川、中川也、鮭漁の節、夷人とも集る、夷人漁小屋あり、夫よりヒイニノシ川、中川也、夫よりヲイナウシ、小河也、昼所、是迄ノコヘリヘツより三里位、是より東、ヲイナウシより子モロ領とある、夫よりアン子ヘツまて二里余、今日、子をさし下る、

アツケシより西別までの内、山中、島胡多くあり、夷語ルヲチロノツプと云、ルヲは縞也、チロノツプは狐也、夷人は嶋狐とし、倭人ハ嶋胡と呼、狐か胡か是非を弁しかたし、併其形を見るに、其色黄にして尾に毛の有ハ狐の方に近しと云とも、小なるハまた胡の類とも云へけれハ、何れにも是非を決しかたし、蝙蝠、鳥・虫の論に似たり、先生、是を弁せよ、

一、アツケシよりニシヘツまて三日の間、山中を行、此ノコヘリヘツよりアン子ヘツまての山中に、往昔、小人の棲居せし跡也とて、路傍二尺・三尺位の穴多くありといへとも甚信しかたし、賢者に尋て信疑を別くへし、予、少しく論ありと云とも爰に不記、識者に逢て弁すへし、

アン子ヘツ、六里、夷家壱軒、泊所悪し、会所傍にフウレンヘツと云大河あり、枝川はアン子ヘツ川也、フウレンヘツ川を船にて下りフウレン沼、此沼の東は根諸、西はニシヘツ也、アン子ヘツより根諸へ、九里、西別に六里、何れも此沼の内、船にて行、尤フウレンヘツ川、二里計にて、右の沼へ出、沼の内一里計行、休所、是より林の内一里計新道行、浜へ下る、浜半道計にて西別也、根諸・西別ハ猶大地より砂原・鷲木行理の如し、

ニシヘツ、六里、此処川ニ添、夷人とも百二・三十軒住と云、尤蚊甚多し、アン子ヘツも同しく、此蚊の為、華・夷共に五月中頃より悉く逃去、他所へ移居となり、故に鱒も不漁、鮭は爰にて三千弐・三百石目ツ、、給用の外、産物とす、ヲン子沼ヲン子トウニあらす、フウレントウ也、フウレンは赤也、トウは沼なり、赤沼と釈す、此水フウレベツより来れハなり、長サ一里半程、其辺に番屋あり、此沼、根諸江行路脇に有と云、ニシヘツより南東の間に大崎ミゆ、是ノツサフ嶋也、ニシヘツよりノツケ江の陸通り、イコトイ等の大河あり、其外ニも川々等多し、旦水際より絶壁の嶮岩多く、迚も行かたし、是より船にて廻る、

ノツケ、夷家十四・五軒、会所よし、渡海屯所の故也、丑をさし来る、是より公私の御領界、シレトコへ十六里余と云、此所にて望めハシレトコの山のミ高、其外アン子ヘツ・ニシヘツ辺とも一向高くミゆるものなし、只曠野渺々天に連り、野と海と一面誠に下地とや可申、水屋尻の如し、平山の様なる地もあれとも、適雑木あり、延たる木必なし、クナシリ嶋、トマリ、詰合御同心向井勘助・茂松熊五郎、在住調役下役

田口久次郎ハ当年詰合、魚物、漁高昨年(文化二年)七千石目少し余と云、当嶋の図、別に有故に略す、五月七日、当所出帆、ベトカ灘にて夜懸り、同八日、ヒヤウシキ沖に漂泊、九日、右沖にて碇を懸損し一挺矢ふ、十日、右沖合漂泊、十一日エトロフ沖に漂泊、十二日、シヤナ近辺へ乗込、暮ニ及、辰巳の風烈敷、旦七ッ半頃より霧深く、沖懸り致居候処、此風吹出し帆下ヶ切に致、クナシリの方へ走りたり、又山へ突当らん事を恐れ引返し、(弘前本、「引返」二かゝる「有之也、ノツまでを欠く」)沖合何方と申難弁故、人々も心遣の体にて有之也、(北・ワ)ノツサ、崎より下クナシリ、又は此辺へ下るに、舟懸りすへき澗なし、故水主・梶取も心を遣ふ事也、殊に何方も岩石のミにて難近付、翌十三日、シヤナ江入津、何れ登り下り、舟行の時節あり、節を不失時は先は心遣なかるへし、

(二十日、右沖合(略)の上部に頭註)
「エトロフ嶋、タンネモイ江五里」

エトロフ、シヤナ、大会所也、詰合御役人菊池宗内・井上喜左衛門・関谷茂八郎、其外同心十四・五人、当嶋へ着せし折、海岸通りしに、岸通多分唐松にて、地方の風とハ大に別也、五月七日、土葬の穴を穿りし処、一尺七・八寸まて堅氷にて難穿かりしと、右穴を穿し者とも話也、左も可有、当十五日、懸庇の柱穴をほらせしに二尺計下、四・五寸の堅氷と見し也、鶏は昨年、(文化二年)大体寒死せしとてなかりける、当年は火の上に塒を拵、死ぬ様にと外場所幷会所ニて専ら用意せり、犬は雪の降敷程は何所にても健なるもの也、然るに海の氷初に至、爐辺により邪魔になりしにより火の用心も不宜、外へ出し置たるか、板敷の下より廻り、爐辺により頓て板を喰切たり、重て稠敷厚板にて新く拵たるを、又両・三度の間に終喰破れり、何れも此犬ともに困たるとて、四疋の内、丈夫なる赤犬を畠山万吉郎打殺せしなり、寒気、是を以て推計るへし、五月廿三日の晩寒かりしに、水屋に置たる水桶上ヶ氷有、同月廿八日、縁外なれとも手水鉢の上に氷有、六月廿六日、未申の風烈く霰降事甚し、六月中、綿入弐ツ、繻半ニ胴服位終離したる事なし、旦爐辺を不去、郷夫共等、朝起之時、帯を解、火に当るは何れも覚ある也、七月初方より十七・八日之頃まて、単物着たる日、昼夜とも六・七日あり、其外昼の内、鳥渡の間なれとも単物着用の日、四・五日、菟角寒暑共、節を送ると知るへし、七月廿七・八日頃より夜中寒かりしに、薪山の小屋にて水桶上ヶ氷りの話あり、八月十三日、薪山見分に参候処、川の水際、薄氷有し也、其後、推て知るへし、乍去六月中の思ひにてハ八月中頃にも至りなハ雪降敷へしと思ひしに、五・六月の気候には釣合ぬ暖なる事也、且寒暖至て不定なり、五・七日、大に暖に、(北・或「入る」)五・七日、大に寒く、一体の大都もあれとも一定に不可驚、閏八月廿七日、水桶の上氷あり、九月四日、(弘・北本、水鉢)水鉢、堅氷となり難用かりし、九月廿六日の夜、大に降たる雪、根雪となる、是まて三・四度も降たれとも一両日、又両・三日にて消る、十二月十日、十一日より大寒肌を刺事甚し、同十四日、朝、海を望みしに、始て堅氷となり、此両・三日已前より降雪、水に不化、大海一円をぼろ豆腐の如し、是一旦、夕の寒気にて其侭閉堅まる故、大浪の滝、如山、又如沢、是へ追々雪吹溜るにより、海中所々に大山をなし、海岸の山と見違、日和よき日に是を望めハ大ニ評論する事あり、寅三月四日、海水、岸明き、同十日、東風にて海水(ママ)砕け動く、多分沖へ流去、水・天共に蒼々、大に春めきたり、同十二日、西風強し、大氷寄来る、同十四日、雨、

旦東風、氷、悉く去、今日昼八ッ半時頃、地震、同廿日、初て厂(雁)を見る、相評処、当月十五日ニ厂(雁)を見たる者、一番早し、犬は斯命を不惜火論(ママ)りすれとも、猫弐疋飼置しに甚健なり、此猫を置に渋紙にて小帳を拵、其内へ糞所を置、火鉢を昼夜不離、悉く火の加減を試ミ置故、其暖なる事、地方に居るよりよかるへし、是に依て斯健也、随て寒気さへ能防なば、必地方に替なし、其上に損しなハ自然の命数なるへし、土地の罪にはあらす、郷夫とも等の内、自分身薄きものハ竊に犬を懐き臥なり、如此ハ丈夫なりといへとも、春に至て煩ふなり、

(文化三年)当寅年、登の節見しに、日光の三社を安置せし御堂ハ大荘也、額は金にて大文字に恵登呂府嶋懸(ママ)鎮守三社大権現、藤本氏の書也、去年八月九日、夜宮、翌日、神楽、御役人方不残被相揃、仮屋を建、諸工人、其外御雇之者とも迄悉く出、御両家詰合役人并足軽共被召招、拝礼相終て、会所詰諸工人体の軽き者共色々御仕入の衣類等にて柴居(芝居)又は相撲あり、御役人も自身女舞方等、雑技等有之、色々有、当春も祭る又如斯、

夷人、独立し働者、男女共にて七百三十人と惣内殿咄合なり、其外幼老の者とも数、推て可知なり、土地に対してハ無人嶋也といふ、当嶋の内、西側中頃にのミ住居する也、当地、夷村の根元ハシヘトロ也、夫より勝手ニ寄、少々ツヽ、脇所へ住居する也とミゆる、草木さへ難生、人類は難生、生れたりとも難成長所なるへし、地夷広き間に癩病等絶て見たる事なし、然るに斯少人数の内、脊虫・癩病・ちんは引等の片輪もの甚多し、旦男女とも見にくし、地方夷村ニ粟はムンシロ、稗ハヒワヽと定たる名もあれとも、古より出作も仕来ると見へたり、然るに当嶋の夷人、其名さへ不知、女は縫と申事も不知、日外地夷の織しアツシを彼等に見せたりしに、是は如何なる処にて拵るものそと問しに、是は地方の女夷ともの織たると申聞せけれハ、彼女夷とも是ハ〳〵と乍去我等小出籠組さへ皆々出来ぬ事也、是を組たるめの子共も又神の類なりと大に感しける、此島の夷共、犬(弘・北要らくこんる)の皮のミを着す、其縫様は鯨の脊筋糸にてとちたるなり、扨食物は勿論之儀、八月頃より雪・霜降迄之間、犬を第一の食とす、故に牝犬を愛し、子多く生むを選む、家内少之ものハ雪消に至、牝狗壱疋残すもあり、又身上宜もの弐疋・三疋を残すもあり、牡犬は弐・三軒、又四・五軒も組合、廻り〳〵に壱疋ツヽ建置もあり、父犬とす、犬を喰は食の乏のミにあらす、此肉を喰ハ能寒気を避くと云、八・九月に至り、冬住居の家を別に手入す、風の強きを恐れ、悉くのきなし、壁より棟へ直に葺綴る也、其上四方より壁土掻寄、穴居の体に住居する也、公儀会所も四方に高土堤築立、正面の大門ハ秋末に至閉切、右土居の内に水門の如く拵たる穴門弐ヶ所あり、是より往来す、此外、当嶋之内漁高役所弐十壱ヶ所あり、雀なし、烏あれとも其声猿に似て太く、烏とハ必不可聞、蔓物一切なし、地に伏虫一切なし、白鳥あり、木は唐松、其外はんの木・柳、雑木のミにて屋木に可用木なし、

言、多分赤夷の言を交、遣ふ、地夷は茶腕の類を石碗と見込てシュマイタンケと云、シュマは石也、イタンケとは椀の事也、此嶋の夷人、是をケマリアンと云、地夷、水をワツカと云、彼夷、是をヘイルと云、石をホイナと云、水・火・木・石の物名さへ斯違ふ、(弘・北他)其地推て可考、(弘・北可然)ウセシリと云鳥あり、形鴨位にて悉く足赤く、觜如鴨、觜は甚赤し、

頭に立羽あり、此鳥の觜并足、朱色なるを以て、去年来りし異国人共、是を上着に致、風柳の皮衣江綴付、摸様を取たる也、

エトロフより東南の角に当り、シコタン嶋、当嶋のヲロシヤの方へ海路、嶋続、エトロフよりウルツプ、ヤンケチリホイ、レフンチリホイ、マカンル、、シムシリ、ケトイ、ウセシリ、ラソワ、是まてハ異国人とも咄合にて能承りたり、エトロフより弐十三嶋目はヲロシヤの地方也とケツヒヤ申たるを、夫ハ覚違也、弐十一嶋目は地方也とシレイタ申けれハ、其論不詳、然共シレイタ申分なれハ何その二嶋ハ何嶋〳〵江横へ並たる故、舟路の嶋数、備(ママ)とハ難申と云、

シヘトロのハシト、アツケシの高六、右弐人頭立、夷人、外ニ九人、都合十一人、戌年(享和二年)出立、シムシリ辺江にても行たる哉、尓今不帰、御役人の御差図ニ哉もと覚候と、此辺の夷人とも密に物語れり、

詰合八王子同心中并其外詰合、両三年にも至る御雇の者ともニても、大低(ママ)、女夷を側使とす、此女夷とも、当年在住の児玉嘉内(勝山)の妻か拵にて、髪は悉くかつ山に結上げ、旦御仕入の女衣裳、華美なるを着し、後姿は誠に略女とも見付ぬ程の有様也、然るに顔を見れは突あざ甚敷、前後不都合、化物の如し、初年より当年まて、右体の女共ニて出生の子、拾壱人と云り、存生せるハ今時七人なりといへり、

一、里々之里、リ、は高しといふ事、シリは嶋也、高嶋と云事、

一、札不牟之里(弘前本「札不牟之里」から「先年まで」の記述を欠く)、レフンは沖と云、沖嶋也、此両島にて先年まて夷人三百余人ありしか、近年疱瘡被行て皆死果て、今両嶋にて百四十人計夷人あるといへり、其疱瘡もヲロシヤ船より移りたりといふ、

衛刀魯府志

衛刀魯府嶌は吾朝より丑寅に当り、松前を過き久奈之里を越て三嶌目也、吾藩三厩浦より海上三百里余、陸行ハ松前福嶌より東奥地子モロ領ノツケまて陸行し、此所より船に乗、久奈之里へ渡り、夫より図合船と云小船に乗り、日和を見て舟を掻出し、風順よけれハ黄昏(弘・北「迄も」)まて舟を走らしめ、風なけれハ水主をして掻送る、幸に番屋あれハ是に止宿し、なけれハ岸に船を繋き野宿し、或は船中に臥す、日和悪けれハ幾日も逗留し、風波順なるを待て、又然す、斯する事数日にして、久奈之里東のはつれアトエヤ(弘「アトアヤ」)に至る、是より衛刀魯府(北「ヱトロフ」)タン子モイとて、同島坤のはしなる所へ渡る、海上、僅に七・八里なりといへとも、此間に七筋の汐路あつて大難所とす、故に能日(弘・北「日和」)を待ち、至極の順風を得て舟を出す、此両嶋の間、未申に当てシコタン嶌ミゆる、鯨、甚多し、ノツケより此(弘)タン子モイまて七十里計、松前福嶌より(弘・北)ノツケまて陸弐百里程、海陸弐百七十里計にしてエトロフ嶋タン子モイに至る、クナシリ嶌は陸に道なし、故に小舟を以て掻送る、此日数、(弘「風順」)順風による事なれハ、予め定めかたし、其間、千辛万苦してエトロフに至る、嶌の形ち、未申より丑寅へ長く、東西は狭し、周廻五百里計にして、本邦四国に勝れりと也、是、(弘「前本、この部分、割注」)菊池宗内か説也、予、残らす巡見せすと云へとも、彼嶌に三ヶ年の歳霜を送り、暫く蝦夷と雑居して其説を聞て是を考ふに、然らす、漸々三百里(弘「計か」)かと見ゆ、其国一つの峻山、海中より湧出たる如く、海岸絶壁峩々と峙ち、展風を立たるか如く、其下汀渚なく、往来すへからす、吾藩龍浜岬を見か如し、尤、川々の海へ帰する処、少し平かにして家すへき処あり、因て必す河に添て夷家を建る

と云へとも、一・二丁とも家居すへき平陸は稀也、所々瀑布あり、其水、直に海中へ落る処数ヶ所也、是を以て其嶮岨を計るへし、本邦、木曽・紀州の熊野浦、其外国々高名の嶮岨有と云へとも、全く同日の論にあらす、彼嶌に比すれハ只平地なるのミ、故ニ隣郷へ行にも必す舟にて用弁す、適、夷の往来せし路あれとも、倭人は目眩き、足震ひ、歩を進る事不能、実に狐兎の道也、其国、本朝開闢より遥に後れたりと見へ、卑下陰湿の地のミ土となり、高陽の地は砂也、故に高山の頂上にハ草木生する事なく、山の半腹(弘・北「生せす」)より麓、草木生す、浅間ヶ嶽の如く煙絶せぬ峯も有て、其山水の景色、唐画、或ハ嶌絵等の趣にして甚た愛すへし、東通り海岸、絶壁にして家居すへからす迚、百余里の海辺にたゝトシル(弘「トシル」)ゝといふ場所、僅に夷家五軒計有とそ、西通り海辺、夷村弐十ヶ所余あり、夷口男女千三百人(弘・「三百人」)程有と云へり、宝暦・明和の頃まてハ、人、此嶌ある事をしらす、天明の頃に至て松前侯の城下なる阿部や何某と云もの、蝦夷か嶋を運上して追々奥地へ趣(赴)きしか、クナシリへ渡り、此嶌を見出し、終に通船して交易をなしたりしとそ、其頃までクナシリ・エトロフの両嶌へハ亜魯斉亜より酒・煙草・庖丁・鐺・鐙・玉等を持渡り交易せしに、彼阿部屋か通船せしよりヲロシヤ(北)より通船も遠さかりしと也、地球全図に此二嶌、ヲロシヤの属嶋ニ色分せるなれハ久敷彼国より交易せし事と見ゆ、然るに寛政年中公儀より蝦夷地を伐闢くへき旨を命せられ、近藤十蔵(重)支配勘定方なり、アツケシの夷市助・三助等と云ものを案内者とし通辞せしめ、彼嶌へ趣(赴)き、交易の事を初め、年々に恩を施し、本邦の属嶌となるへきを説(弘・北「説しか」)せしかとも、酋長の者、許容せさるもの有て年を経ぬ、其間年々利を与へて漸に帰伏し、文化元年、初て　公儀より官人を居へ、又津軽・南部の両諸侯よりも兵卒を備へ玉ふ、爰ニ於て此嶌の夷、月代を剃り、髪を結ひ、和人の風俗となり、三助・権助と名を称すと云へとも、尚豪傑の酋長、此事に従ハす断髪・文身、古の如くなるもの十人余あり、女コメノの中より地役・番人等の妻妾となさしめ、髪を結ひ、櫛をさし、衣裳を着、帯をするもの、六・七人なり、男ヲツカイ(北「メノコトルヒと云」)の中、倭言シヤムコトと云するもの稀にあれとも、女は恥て倭言せす、やはり元の如く夷言なり、其容姿、ほとんと倭風にして麗しき女もあれとも、前に向て是を見れハ、顔と腕とに黥して鬼女に類せり、男も月代をとりし際は能男と見へしも、月代生へ、髭延し節ハ顔の中毛計にて眼光りて夜叉ともいふへし、寔に児童の玩ふ赤本とやらんに有、為朝、鬼ヶ嶌へ渡りし図を見に異らす、可笑事也、然共教化行ハれハ年を経て必良民とならん、夷は禽獣にして人間にあらすと思る人間々あり、我思ふに然らすと、往古、草昧屯蒙の時、倭漢ともに此蝦夷に異る事なかりしを、後世、聖人出給ひ、人道を教へ、代々を経て漸く此良民となる事を得たり、故に末のヶ条に倭漢の事実を記す、是全く君子の為にあらす、子孫の愚を諭さん為なれハ、見ん人、是を赦し給へかし、

「蝦夷地伐開ノコトヲ江都ヨリ　叡聞ニ達シ玉ヒシ時、勅詔ニ曰ク、(二寛政年中略ノ上部に頭注)

吾朝ハ古ヨリ東北ヲ鬼門ト号シ閉塞クヲ要トス(弘・北「シ」)、仮ニモヒラクト云コトヲイム故ニ、京都ニ比叡山アリ、関東ニ東叡山アリ、日光山アリ、其外国々東北ニ神社仏閣ヲ建テ、鬼門ヲ鎮護ノコトヲ修セシムルコトナレバ、此度鬼門ヲ開クコト深ク沙汰ヲ加フヘキトノコト也シトソ、幽深ノ旨アル詔カト思ヒ待リヌ」

蝦夷夷言アイノ、髪を剪、（弘・北「鬋」）髪を剃らす、毛、甚厚くして眉毛連り一文字也、常に禽獣・魚鼈の肉を食ひ、皮を服とし、雨雪の烈きあれ共、簑笠の備へなく、険阻隘路と云へとも徒跣にして行く、其性勇悍、欲を見て身を忘れ、徳報ふ事なく、仇報せさる事なし、強を見ては従ひ、弱を見て侮り、親属し、党し、能他人を陥る、貪て飽事をしらす、是に与れハ従ひ、然らされハ叛く、撃レ之山へ入、退は又出ツ、耕耘の業なく、山へ入て獣を狩り、海へ入て魚を漁り、只酒色、是を楽ミとす、強者は甚弱を侮り、少しの過あれハ是を責め、其財宝と其妻妾を奪ひ、己れか有とす、其争論の事をチヤンラゲ（ママ）と云、其妻妾（弘・北妻妾・財宝）を奪ふをツグナイと云、是によつて其強暴の者は妻妾数人を持、人の財宝を奪ひ、富貴なりと驕る、其勝れて強き者をヲツトナといふ、其弱き者を下人（ウタレ）とし、是を役使す、山海共に境界あり、ヲツトナ、是を司る、其領分にあらされハ草木と云とも猥に是を伐る事能ハす、若鯨等の寄たるを見当れハ、其領のヲツトナ（弘・北ヲトナ）へ断り、ヲツトナの下知を受て配当す、法令甚厳重にして少しも法を犯す者あれハ、チヤンラゲ（ママ）を入てツグナイ（弘ママグナイ）を取るなり、

景行記曰、（紀）景行帝二十七年、武田宿称、自東国還之、（弘武内）

奏シテ言ク、有日高見国、其男女推レ髪、文レ身、為リレ人勇悍、是物テ曰蝦夷、又土地沃壌而曠（弘ヒロシ）、撃テレ之可レ取云々、

又曰、帝四十年、東夷大叛、辺境騒動ス、秋七月、天皇持斧鉞、以詔シテ日本武尊曰、朕聞其東夷也、識性強暴（ヒトナリアラク）、凌犯為レ宗ト、村之無レ長、邑之勿レ首、各貪封界、並相盗略ス、又山有邪神、郊有奸鬼、遮レ衝塞（弘塞レ径）レ往、各令レ苦レ人、其東夷之中チ蝦夷是最強焉、男女交居、父子無レ別、冬則宿レ穴、夏住ス槨、衣レ毛、飲レ血、昆弟相疑、登コトレ山如飛禽、行レ草如走獣、承レ恩則忘、見レ怨必報、是以箭ヲ蔵頭髻、刀ヲ佩衣中、或聚党類而犯辺境、或伺農桑而略人民、撃則隠レ草、追則入レ山、往古以来未レ染王化云々、ツクナイノコト往古ノ遺風ナラン、日本記曰、（紀）然後諸神帰罪素戔嗚尊ニ、科スルニ之以千坐置戸（イクラノヲキト）、遂促徴矣（センノハタル）云々、又曰、抜テ其手足之爪（弘ニ贖）レ之云々、

女夷は単髪、男子より少し長く、前は目の上、後ろハ首の辺にてきり、口の辺りと脇に黥（弘北鯨）す、性貞節なれとも甚た荒婬、常に夫に能く事へ、子を慈愛し、歎難に堪へ、物を忍ふ、始て婚を約するの時、妻に呉よとハいわす、能我を養ひくれんやと言入るゝに、父母其婚をゆるす時は言処の如く娘を以て汝を養ひくれんと約を婚すとなり、故に生涯の間、夫に帯をさせさるを以、女夷の美誉とす、其故は男夷は常に帯をメす、只遊楽を事とし、何か業に付時にあらされハ帯をせされハ也、故に美味有ハ夫に与へ、麁味は己れ食す、濁酒を醸するの時、夫其醪を飲、妻其糟粕を食ふ、海へ入て魚を漁り、山に入て木を樵り、獣皮あれハ裘とし夫に備へ、其悪きハ吾服とす、子幾人ありても女夷、是を育、其千辛万苦、称誉するに絶たり、

嗣

家を譲る事、其嫡子には勿論、先に生する子ハ成人に随ひ婚をなし、或はほしいまゝに別宅す、其幼き子を以て嗣とす、其故は少子は父母晩年の後ち生せし故、久敷慈愛もせす、又其子幼年にして家をなす事能わさる故、幼子に其貨財を譲と云事也とそ、此嶋には金・銀・珠玉・宝貝（弘・宋貝）・珍禽・霊獣・奇鳥・怪石の類出る事なく、唯本朝とヲロシヤより送る所の品を以て宝とするのミ、後代ニ教化行ハれ人道を行ふとも極陰強寒の

卑土なれハ、桑・麻・五穀の播茂すへき国にもあらす、今見る処のものハ只鮭・鱒の多きのミ、後世如斯此二品乏しきあらハ、夷人、豈酒を飲ミ、煙草を吸ふ事を得んや、甚た貧賤の国といふへし、

国号

此嶌、国号の起りを夷人に尋ぬるに、語りけるやふハ、往古開闢の始め、北方より一人の神来り玉ひて、夷へ衣食居の事を教玉ひしか、後、此神、アリムイと云所の巌に上り、何を感し玉ひしにや、鼻を垂れて落涙数行也しか終に北をさして飛去玉ひしと也、エトは鼻と云事、ロプとはたるゝと云事也、夷、其神の徳行を慕ひ、其鼻垂れ玉ひし事をおもひ、此嶌を鼻垂嶋と号しとそ、其岩はアリムイとヲサウシとの間なる岬に有、先年、地震せし時欠けて海へ落入、今は其欠し跡計り残れとも、古跡也とて夷共の語りぬ、尚、予も見たりし、

氷海

氷海の事、毎年、松前地方子モロ領より奥、エトロフの方へ氷る、年に寄り、アツケシ辺まで氷となり、其氷、年の寒暖に寄りて遅速もあれとも、眼のあたり予か見し有様ハ十二月中旬より海水氷るといへとも敢て氷にもあらす、朧豆腐等の如く、海岸弐・三丁、或は拾丁程も沖の方へ張出し、今霄は氷海となるへしと思ふに、左はなくてその夜、出し風吹は沖へ吹出され、元の蒼海となる、西風する時は、この氷、岸によつて氷海となる、氷海・蒼海、日々夜々にかわり、終に新玉の春となり、正月上旬、寒気膚を刺す時、一時に氷海となり、山に登りて是を見れとも其限り見へす、只水晶輪の世界を生したるか如し、始め朧豆腐の如なるときは自ら厚薄あり、是へ西風吹付れハ風に従ひ、或は高く、或は低く、形ち連山の如し、此上寒気厳しけれハ潮其薄き処を破りて、潮、氷上へ上り、是又氷となる、斯する事数十度に及ふ時、其形勢、自ら高山の如くなるもの生す、此氷海へ雪降敷ク、雪なくして氷直くに見ゆる処は、其清潔透徹なる事、云へからす、天気清朗の日を待て是を見るに、其眺望比類なし、此氷海、三月下旬、或は四月上旬、漸に解くる、東風吹来り、天気暖和なる時、雲に分れ、風に随ひ、西へ流れ、又東へ行、西風すれハ岸へより、氷海又元の如し、斯する事数度にして、終に蒼海となる、此時始て鮮魚を喰ふへし、只クナシリとエトロフの間、氷海之節、一条の汐路、川の如し、あきて氷なしと也、寒気の事は例年九月中旬、大方初雪降り、其後、日々に寒気募るといへとも十二月中まてハ、吾藩極寒に比すへけれハ死に至ると云程ニはあらす、先ツは凌くへし、正月に入、日々寒気弥増し、酒・酸・醤油・油の類氷り、升にて計る事あたハす、氷を解して後、計る事也、犬は能寒気に困らぬ獣なるに墟裏に入、或は人の寝入たる懐へ入、是を打とも退す、死とも其座を去す、鶏、塒より落、猿腫るゝに至る（菊池宗内と云し人本朝より連来り、室内に置一度せしものなり）、禽獣すら寒気に堪へす死に及ふ、倭人争か死を免るゝ事を得んや、死する事なきものハ全く身体剛健のなす所にあらす、只天幸なるのミ、

裘

衣は先に弁す、此嶌、松前の如くアツといふ木の皮もなけれハ、紡績・織工の事をしらす、只犬・熊・水豹の裘を着る、阿部屋なるもの運上せさる以前は、めの子は鷲、或はシカベという鳥の皮を剝て裘とし、又海藻のよりたるを集め綴りて着たりしと也、衣の製、ムヂリ袖にして、裾、大に広し、女衣は前を縫ふ、裾より頭を入、着と云、幼子へ乳を与ふる

に裾より入れて、又裾より出すとそ、是姪奔を防く也とそ、男児（セカチ）、十三・四位まて多く裸也、十三・四歳より犬の裘を着る、女は小児と云へとも肌を露す事を恥とし、水へ入にも衣を着なから入る也、

日本記（紀）曰、天照太神方二織二神衣一云々、韓子曰、堯之有二天下一、冬日鹿皮、夏日葛衣、（弘・北「或文」）又説曰、盖上古衣レ毛冒レ（ル）皮云々、昔、黄帝、蚩尤を討給ふ時、道人玄狐の裘を披符を以、帝に授たりなと見ゆれハ、桑・麻のなき国は裘を用る事、全く賤むへからさるにや、

（「衣は先に弁す（略）」の上部に頭注）

「アツとハ木の皮の名也、本朝シナ、或はマタと云皮の如し、是を布としたるをアツシと云」

食

食は鳥獣魚鼈、食せぬものなく、鮮魚・乾魚に寄す水を以て煮て、マドンキと云物へ肉を移し、其汁を捨、手を以て摑（弘「摑文」）み食ふ、客あれハイダと云丸盆の如き物へ入て是を出す、外に菜なし、唯肉一色なり、稀に海潮を加へて煮事あれとも、塩甚薄くしてあまし、倭人なと食すへき塩梅にはあらす、夏は日々漁りて是を食すと云へとも、冬は氷海となる故、鱒と鮭とを干物とし（夷言トバといふ也）蔵へ（弘・北「ブウ」ソウといふ也）入れ、雪消へ氷解るまての内、是を食ふ、又魚肉の水煮したるへあらめ海苔を入れ、是を食ふ事もあり、又十一月厳寒の節、川上へ行き鮭をとり竿へ（弘・北「其まま竿へ」）かけ能氷たる時、其肉をきり海苔を入れ少し塩を和して是を食ふ、是をルイベと云、吾藩中喰ふ処のルへイ（ママ）ナマスト云物あり、此ルイベを学ひたるにや、易曰、古者包犧氏作二結縄一而為二網器一、以漁ス、以佃ス、日本記（紀）曰、事代主神遊二行於出雲国三穂之崎一、以レ釣為レ楽、古史考曰、古者茹レ毛飲レ血、燧人始作二燧火一、人始燔炙ス、是漁釣と火食するの始也、夷は今漸々神農氏の民と云へし、

（なみかわ・けんじ　鴻巣市史編さん室）